

# 保育の必要性の認定について

## 1. 認定全般について

無償化の給付を受けるためには、事前に保育の必要性の認定が必要です。保育の必要性の認定には、以下の事由のいずれかに該当する必要があります。各事由がわかる書類を父母分添えて認定申請書を市へ提出してください。

事由	条件	添付書類
①就労	父母それぞれ月 64 時間以上就労する場合。 自営業（家業）の手伝い等も、生計に寄与する範囲で認められる。 ※就労予定の場合は、求職活動での認定となります。就労後、就労証明書の提出により就労での認定に切り替えます。 ※就労での認定後、退職した場合は求職活動での認定に切り替えます。この場合の求職活動の認定期間は 2 か月です。	就労証明書 自営業の申告書
②妊娠・出産	出産の前後（出産予定月を含む 2 か月、産後 2 か月）である場合。 ※認定期間は、産後の 2 か月までの最大 4 か月です。	出産予定児の母子手帳の表紙及び分娩予定日がわかるページの写し
③保護者の疾病等	保護者の疾病や負傷、心身の障害により児童の保育ができない場合。	診断書の原本（家庭保育が困難な旨の記載が必要） 障害者手帳の写し
④病人の看護等	家庭内外に長期にわたる病人や、心身に障害のある人がいるため、保護者がいつも看護等に当たっていて児童の保育ができない場合。	診断書の原本（家庭保育が困難な旨の記載が必要） 障害者手帳の写し
⑤災害復旧	火災、風水害又は地震などの災害を受け、その復旧の間である場合。	り災証明書等
⑥求職活動（起業準備を含む）	昼間、求職活動や起業準備などで児童の保育ができない場合。 ※認定期間は 1 年度中に合計 3 か月です。	求職活動申告書
⑦就学	就労の条件に準じます。 職業訓練校等における職業訓練を含みますが、通信等による自宅での資格取得等は認められません。	在学証明書及びカリキュラム
⑧その他	その他、上記以外の理由により児童の保育ができない場合。	

### 申請期間

令和元年 10 月分から無償化する場合 : 令和元年 9 月 17 日（火）

令和元年 11 月分以降から無償化する場合 : 前々月の 11 日から前月の 10 日まで

### 提出方法

市役所児童福祉課へ持参してください。

※郵送も可能ですが、書類の不備等がある場合には認定が遅れるので、可能な限り持参してください。（〒312-8501 ひたちなか市東石川 2 丁目 10 番 1 号 福祉部児童福祉課 保育担当 宛）

## 2. 注意事項

認定は 1 度受ければ、変更がない限り手続きの必要はありませんが、年に 1 度認定事由の確認をします。認定内容に変更が生じた場合は、速やかに市への変更の手続きが必要です。

<例> ・お仕事を辞めた場合又は新たに就労した場合。

・修正申告等により課税状況が非課税から課税に変わった場合。

**※退職や課税状況の変更を市に申し出ず無償化給付を受給し続けた場合、全額返金となります。**

・離婚などにより保護者が変更となる場合。

・無償化給付の支払先の口座情報を変更する場合。